

重要事項説明書

令和6年 6月 6日現在

1.事業主体概要

事業主体名	医療法人正生会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 佐藤 正文
所在地	福島県南会津郡下郷町大字塩生字下夕原1317番地
法人の理念	地域の人々の健康を基本理念に、医療、介護、福祉を前向きに考え、皆様の家庭の幸と和と健康を願いながら、幅広い視野を持って、サービスを提供します。
他の介護保険関連の事業	居宅療養管理指導事業所
	居宅介護支援事業所
	訪問看護ステーション
	通所リハビリテーション
他の介護保険以外の事業	医療業務

2.事業所概要

事業所名	グループホーム 郷の家
事業の目的	認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
事業の運営方針	利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
事業所の責任者	玉川 律子
開設年月日	平成18年 4月 1日
保険事業者指定番号	0792300014
所在地	福島県南会津郡下郷町大字塩生字下夕原1313-1
電話・FAX番号	(電話)0241-67-3013 (FAX)0241-67-3013
交通の便	(バス)塩生農協前下車徒歩1分 会津鉄道会津下郷駅下車徒歩10分

敷地概要	826.88㎡
建物概要	構造:鉄骨造2階建 延床面積:628.76㎡
居室の概要	1, 2階各階とも個室9室 (居室面積11.02㎡×4, 11.13㎡×7, 11.21㎡×6, 11.75㎡×1)
共用施設の概要	居間兼食事室、車椅子対応型トイレ×3(1ユニットごと)、浴室、脱衣室 階段、エレベーター、非常用階段、地域交流スペース
緊急対応方法	利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または 協力医療機関と連絡をとり対応していただきます。
非常災害時対応方法	火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、具体的な非常災害対策マニュアル を策定し、定期的に避難・誘導・救助などの防災訓練を実施するとともに、 非常設備の点検・改善を行い、入居者の安全に万全を尽くす体制を構築しま す。尚、防災訓練は、年2回以上実施します。マニュアルにもとづいて災害等 の場合は職員が避難誘導します。
避難設備の概要	2階に非常用階段設置

3.職員体制(主たる職員)

グループホーム郷の家

職種	員数	常勤		非常勤		職務内容	資格
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	人		1			施設運営の管理	介護支援専門員 介護福祉士
計画作成担当者	人		2			サービス計画の作成	介護支援専門員 介護福祉士
介護職員	人	6	2			日常生活上のサービス提供	介護福祉士、看護師等
							ホームヘルパー 1級, 2級等
看護職員	人		0			健康管理、医療連携	看護師

4.勤務体制(1ユニットあたり)

昼間の体制	各1人(6:30~15:00 8:30~17:00 10:30~19:00 16:30~21:00 6:00~9:00)
夜間の体制	夜勤 1人(21:00~6:00)

5.利用状況(令和 年 月 日)現在

利用者定員数	1ユニット当たり9人(内、短期利用は1名を上限とする)ユニット数: 2ユニット 総定員 18人
要介護度別利用者数	要支援度2: 人、 要介護度1: 人、 要介護度2: 人
	要介護度3: 人 要介護度4: 人、 要介護度5: 人

6.ホーム利用にあたっての留意事項

- (1)面会 * 午前8時~午後8時までとさせていただきます。
- (2)外出、外泊 * 事前にご連絡の上、届出を提出して下さい。
- (3)家族宿泊 * 事前にご連絡下さい。尚、宿泊代として下記金額を頂戴致します。
(①リネン代100円/1泊、②500円/1食あたり)
- (4)飲酒、喫煙 禁酒します。(祝祭時には少々の飲酒は認めます。)
・敷地内全て禁煙とします。
- (5)金銭、貴重品 * 基本的に自己管理となります。但し、やむを得ない場合はご相談下さい。
- (6)医療機関受診 * 入居時にかかりつけ医をお教え下さい。受診方法を相談させていただきます。
- (7)預り金 * 月1万円程度をお預け下さい。利用状況を毎月ご報告致します。
- (8)宗教活動、ペット等 * 活動及び連れ込みはご遠慮下さい。
- (9)利用者が入院の為に、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。短期利用共同生活介護の利用期間は30日以内とします。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談業務、援助、行政サービス代行業務、通院介助等。 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)、及び各加算の総単位数に介護職員等処遇改善加算を乗じた合計金額に介護保険負担割合証に応じた負担割合が利用者負担となります。
----------	--

(1)認知症対応型共同生活介護費Ⅰ(介護予防)

認知症対応型共同生活介護費Ⅱ(日)	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	761	765	801	824	841	859

(2)短期利用認知症対応型共同生活介護費Ⅰ(介護予防)

認知症対応型共同生活介護費Ⅱ(日)	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	789	793	829	854	870	887

(3)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

初期加算	入所後30日と日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する方は入院1か月を超え、退院日から30日	30円/日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が1/2以上 認知症介護実践リーダー研修終了者を1名以上配置 認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに該当する方	3円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上配置	6円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるために在宅での生活が困難、緊急に短期利用共同生活介護を利用することが適当であると判断した場合	200円/日(入居日から7日間)
退居時相談援助加算	利用期間が1ヶ月を超える利用者の退居時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退居の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に算定。但し、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合。	400円/回(退居時)
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	30単位/月
入院時費用	入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合(1月に6日が限度)	246単位/日
協力医療機関連携加算	協力医療機関との連携体制を構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する	100単位/月
入院時等の医療機関への情報提供	入居者が医療機関へ入院した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合	250単位/回
新興感染症等施設療養費	入居者が新興感染症に感染した場合、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、施設内で療養を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定する	240単位/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の18.6%	

保険対象外サービス	別紙の利用料金表のその他のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供(家賃)	1,150 円/日
食事の提供	900円/日 (朝食300円、昼食300円、夕食300円)
水道光熱費	600円/日
冬季暖房費	350円/日(11月～3月)
保証金	入居申し込み時に30,000円お預かり致します。退居時に原状回復費用を差し引いて返金致します。
その他の費用	日常生活において必要となる費用で、利用者の負担することが適当と認められる費用は自己負担となります。

8. お支払方法

- (1) 毎月10日までに、前月ご利用分の請求書を発行いたします。
- (2) お支払いは、郵便局の口座自動引き落としをご利用ください。尚、郵便局の口座をお持ちでない方はご相談下さい。引き落とし日は毎月15日と25日とさせていただきます。施設でのお支払いや、銀行口座振込み等をご希望の方は別途ご相談下さい。
- (3) 介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合がございます。その場合は、一旦利用料金全額をお支払い頂き、サービス利用証明書を発行させていただきます。保険料等を納付の上、後日サービス利用証明書を住所地の市町村窓口へ提出しますと、差額の払い戻しが受けられます。

9. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人正生会 佐藤医院
診療科目、ベッド数等	内科、整形外科
協力医師	医師名：佐藤 正友
協力医療機関名	医療法人正生会 佐藤医院
診療科目、ベッド数等	歯科
協力医師	歯科医師名：佐藤 正文

10. 苦情相談窓口

・医療法人正生会 グループホーム郷の家 福島県南会津郡下郷町大字塩生字下夕原1313-1 TEL FAX 0241-67-3013
【苦情受付担当者】 管理者 玉川 律子 計画作成担当者 星 貴大
【苦情解決責任者】 管理者 玉川 律子
【相談受付時間】 9時00分～17時30分

- ◇苦情・相談受付書及び受付箱を、1階玄関に設置しております。
- ◇市町村の相談、苦情窓口にご相談・苦情を伝えることも出来ます。
- 下郷町役場 健康福祉班 電話 0241-69-1133
福島県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 024-523-2702
- ◇お申し出頂きました内容については、迅速・適切に対応させていただきます。
- また、当施設で解決が困難な場合は、福島県社会福祉協議会内に設置してあります。
福島県運営適正化委員会へ連絡し、相談を行い、助言・斡旋を受けながら誠実に対応させていただきます。

11. 個人情報に関して

お預かりした個人情報保護に対して重要性を認識し、当事業所では下記の目的に使用致します。

- ①利用者の生命維持にかかわる状況下での医療機関への提供。
- ②当事業を実施する上で国または地方公共団体からの提供を求められた場合。
- ③介護サービス向上のための検討会議等で予め利用者の書面による承諾を得た場合。

12. 入退居の手続きに関して

入居に当たっての留意事項

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

以下の号に当てはまる場合、退居要件となります。

- ① 利用者が退居を申し出たとき。
- ② 要介護認定により「自立」または「要支援」と判定された場合。
- ③ 極端な暴力行為や自傷行為により、共同生活を送るのが困難になった場合。
- ④ 利用者が入院加療や継続的治療が必要となり、サービスの提供が困難になった場合。
- ⑤ 利用料の支払いが遅滞し、相当期間を定めた催促にも拘わらず支払われない場合。

⑥ 利用者が死亡したとき。

13. 身体拘束について

<p>身体拘束の禁止</p>	<p>事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を禁止する。</p>
<p>身体拘束廃止に関する体制</p>	<p>身体拘束廃止委員会を設置し、3月に1回以上開催する。身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員に周知徹底を図る。運営推進会議を活用することができる。</p>
<p>緊急やむを得ない場合の検討</p>	<p>緊急やむを得ない場合に該当する以下の要件をすべて満たす状態であるか身体拘束廃止委員会で検討会議を行う。</p> <p>①切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</p>
<p>家族への説明</p>	<p>身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとする。</p>
<p>身体拘束の記録</p>	<p>身体拘束を行う場合には、上記の検討会議録、利用者な家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録する。</p>
<p>再検討</p>	<p>身体拘束を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い身体拘束廃止委員会で再検討し、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族に報告する。</p>
<p>身体拘束等の適正化のための研修</p>	<p>職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護の励行を図り職員教育を行う。</p> <p>・職員教育の内容 ①定期的な教育・研修を実施する。 ②新任者に対する身体拘束廃止及び改善のための教育・研修を実施する。 ③その他、必要な教育・研修を実施する。</p>

14.衛生管理等

- (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の策定について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 玉川律子
-------------	----------
- (2)虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3)虐待防止の為の指針を整備しています。
- (4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17 ハラスメント対策

- (1)事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、指針を整備し、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2)利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の著しい迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為により相互の信頼関係が損壊し、改善の見込みがない場合、サービスの中断や事業所から契約を解除する場合があります。